

基発第0226003号
平成20年2月26日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

二硫化炭素による疾病の業務上外について(回答)

平成19年3月14日付け熊労発基第28号をもってりん伺のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

■事案については、労働基準法施行規則別表第1の2に定める業務上の疾病に該当しないものと判断する。